

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 <公共>

[令和4年度予算概算決定額 4,888（4,523）百万円]

<対策のポイント>

国営土地改良事業により造成された農業水利施設を効率的に活用し、長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るため、機能診断をはじめとするストックマネジメントの取組を推進します。

<事業目標>

農業水利施設の戦略的な保全管理

<事業の内容>

1. 機能保全計画策定事業

国営造成施設の機能診断（耐震診断を含む）調査、機能保全計画の策定を行い、診断結果等の施設管理者への指導・助言を行います。

- ① 機能保全計画の策定等
- ② 施設管理者に対する指導・助言

<事業イメージ>

機能診断（耐震診断を含む）
の実施や施設管理者への指導・
助言



権利の取得等のための
調査及び測量

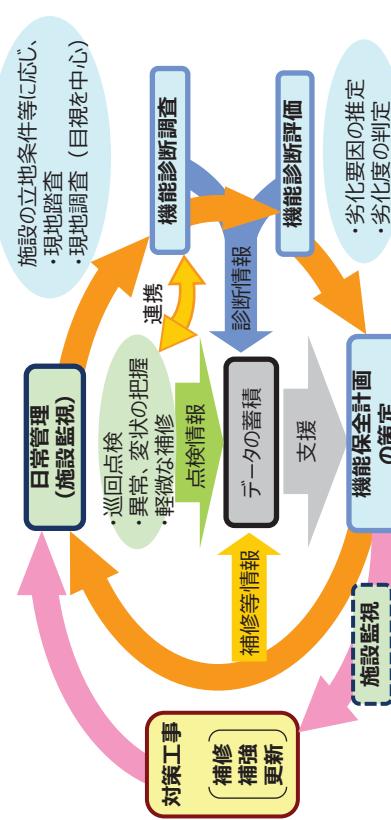


現地での実践を通じた
ストックマネジメント技術
の高度化



〔ポンプ施設の劣化状況調査〕
〔潤滑油採取による診断技術を確立するための立会〕

<ストックマネジメントのサイクル>



2. 技術高度化事業

機能の適切な保全に必要な技術を現地での実践を通して向上させ、ストックマネジメント技術の高度化を図ります。

- ① 事故等の要因調査
- ② 診断技術の適用と評価
- ③ 対策工法の適用と評価
- ④ リスク評価の実証調査

3. 権利設定等事業

国営造成施設の保全に係る権利が取得されていない施設における当該権利の取得等を行います。

- ① 区分地上権等の権利の取得等のための調査及び測量
- ② 区分地上権等の権利の取得等及び登記

<事業実施主体>

国（国費率：10/10）

[お問い合わせ先] 農村振興局水資源課 (03-3591-7073)

土地改良施設突発事故復旧事業<公共>

【令和4年度予算概算決定額 807（735）百万円】

<対策のポイント>

- 土地改良施設の老朽化が進んでおり、パイプライン破裂等の突発事故が年々増加していることから、突発事故が発生した場合においても、當農等に支障が生じることのないよう、早期に施設機能を回復させます。

<事業目標>

農業水利施設の戦略的な保全管理

<事業の内容>

土地改良施設突発事故復旧事業

土地改良施設で発生した突発事故の現地復旧及び機能回復を行う復旧工事を迅速に実施

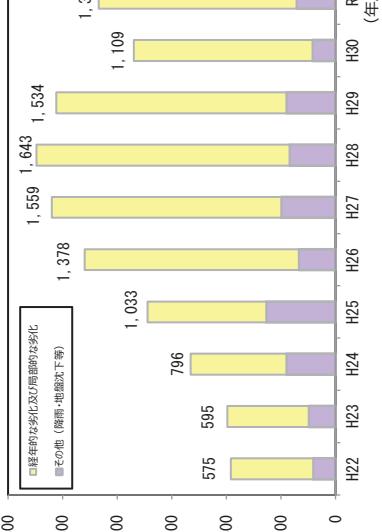
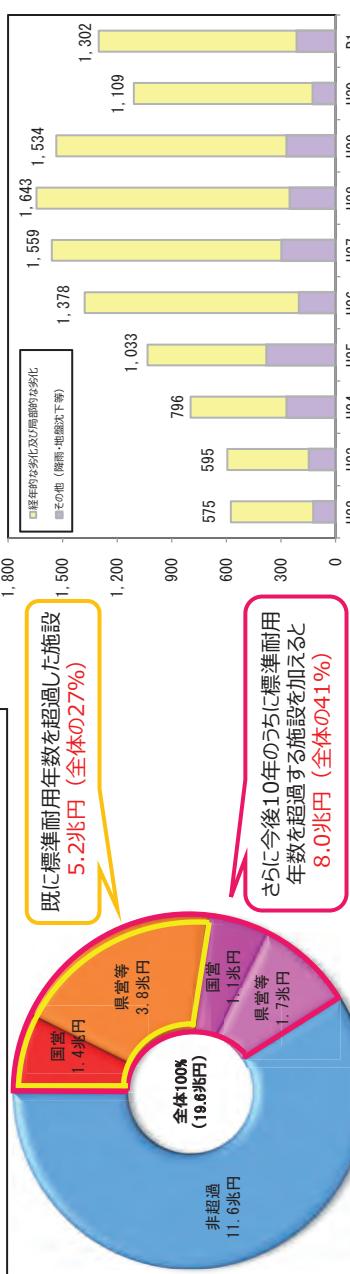
【直轄事業】

- 機能保全計画等に基づいた、適切な保全管理がされている国営造成土地改良施設
- 末端支配面積：100ha以上
- 復旧事業費：2,000万円以上
- <事業実施主体>
 - 国（国費率：2/3 等）
 - 排水事業と同目に変更

642（620）百万円

基幹的農業水利施設の状況

基幹的農業水利施設の老朽化状況（平成31年3月）



注) 基幹的農業水利施設（受益面積100ha以上の農業水利施設）の資産価値（再建設費ベース）

突発事故への迅速な対応

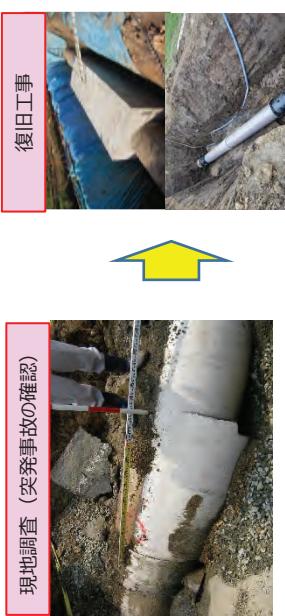
○ 未端支配面積：20ha（中山間地域等は10ha）以上

○ 復旧事業費：200万円以上

○ <事業実施主体>

- 都道府県・市町村・土地改良区 等
- （補助率：1/2 等）
- <事業の流れ>
- 都道府県
○ 都道府県
○ 国

現地調査（突発事故の確認）



復旧工事

施設管理者から一報



復旧工事



現地調査（突発事故の確認）

補助率1/2 等

[お問い合わせ先] 農村振興局水資源課（03-6744-1363）

基幹水利施設管理事業 <公共>

【令和4年度予算概算決定額 3,450（3,719）百万円】

<対策のポイント>

大規模で公共・公益性の高い国営造成施設の管理に係る経費を助成し、施設機能の適正な発揮を確保します。

<事業目標>

安定的な用水供給と良好な排水条件の確保

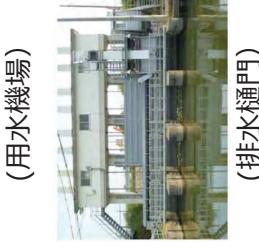
<事業の内容>

国営土地改良事業によって造成された一定規模以上の施設であつて、**公共・公益性に鑑み地方公共団体が管理している施設**について、**国が維持管理に係る経費の一部を助成し、施設機能の適正な発揮を確保します。**

1. 一般型（国庫補助率：30%（治水協定を締結したダムは1/3））

次の要件全てに該当する、ダム、頭首工、用排水機場、排水閘門及びこれらと一元管理を行う幹線用排水路

- ① 国により都道府県または市町村へ管理委託されたものであること
- ② 1施設当たりの受益面積がおおむね1,000（地盤沈下地帯にあつては500）ha以上
- ③ 非農地率がおおむね10%以上
- ④ 施設の規模等に係る要件に該当する施設又は流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設



2. 特別型（国庫補助率：40%又は1/3）

次の要件全てに該当するダム、頭首工、排水機場、防潮水門

- ① 国により都道府県へ管理委託されたものであること
- ② 1施設当たりの受益面積がおおむね3,000ha以上
- ③ 非農地率がおおむね20%以上
- ④ それぞれの施設の区分ごとの規模要件に該当するもの



※下線部は拡充内容

水利施設管理強化事業 <公共>

[令和4年度予算概算決定額 2,086（1,849）百万円]

<対策のポイント>

国営造成施設等の管理について、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図ります。

<事業目標>

安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

<事業の内容>

集中豪雨の頻発化等によって農業水利施設の公的な役割が増大し、施設管理が複雑化・高度化していることから、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図ります。

[対象施設]

1. 管理強化計画に基づき土地改良区が管理する国営附帯県営造成施設
2. 洪水調節機能強化に取り組む農業用ダム及び流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業用ため池、排水機場等の農業水利施設（1. の施設を除く）

[対象経費]

1. 一般型（国営及び国営附帯県営造成施設）
 - ① 防災・減災機能を有する施設※：洪水調節機能強化等を含む多面的機能の発揮に応じた費用（維持管理費の「0.75/1.75」相当）
 - ② ①以外の施設：多面的機能の発揮に応じた費用（維持管理費の「0.6/1.6」相当）
※地方公共団体が地域防災計画等に位置付けた施設及び治水協定締結ダム
2. 特別型（治水協定ダム等）
 - ① 治水協定ダム：事前放流等利水を目的とした操作管理を超える取組による費用
 - ② 流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設：農業用ため池の低水管理等利水を目的とした操作管理を超える取組等に要する費用

- ※下線部は拡充内容
1. 農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮
（きめ細かなお操作管理）
 - 農業用ため池の低水管理
 - スクリーンの除雪作業
 2. 施設の役割に応じた支援

<事業の流れ>

1/2

都道府県

1/2

都道府県

市町村

[お問い合わせ先] 農村振興局水資源課（03-6744-1363）

土地改良施設維持管理適正化事業<公共>

[令和4年度予算概算決定額 4,135（3,312）百万円]

<対策のポイント>

農業水利施設の定期的な修繕・補修や防災減災等のための緊急性の高い施設整備を推進します。

<事業目標>

- 安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
- 湿水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（21万ha〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 施設整備補修

施設整備補修



2. 施設改善整備対策

水田地域において高収益作物を導入し、產地形形成を図るために必要な整備補修（漏水防止のための水路整備等）

3. 安全管理施設整備対策

農業水利施設への転落事故を防止するための安全管理施設（フェンス、通行止門扉等）の整備

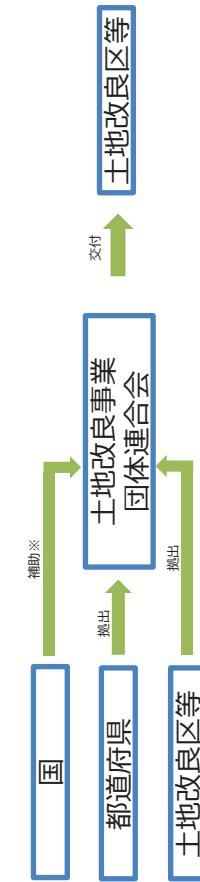
4. 緊急整備補修

予測し得ない事故等により緊急に必要となる整備補修

5. 防災減災機能等強化対策

防災・減災対策、施設管理の省エネ化・再工ネ利用や省力化のための施設整備（ため池や排水機場等の整備、高効率モータへの更新、遠隔制御機器の導入等）

<事業の流れ>



※ 1～4は30%、5は50%

<事業イメージ>



原動機の分解補修、塗装

防災減災機能等強化対策



ため池護岸の整備



排水門の電動化

施設管理の省力化



水位計の設置

施設管理の省工化



進相コンデンサの設置

※下線部は拡充内容

[お問い合わせ先] 農村振興局土地改良企画課 (03-3502-6006)

土地改良区体制強化事業 <公共>

【令和4年度予算概算決定額 648（647）百万円】

<対策のポイント>

土地改良区が主体的に取り組む組織運営基盤・事業実施体制の強化等を支援します。

<事業目標>

- 土地改良区の機能や役割が効率的・効果的に発揮されるよう土地改良区の組織運営基盤・事業実施体制等を強化
- 令和4事業年度までに全ての土地改良区において貸借対照表を作成・公表

<事業の内容>

1. 施設・財務管理強化対策

- ・ 土地改良区管理施設の診断・管理指導、事務連合の設立や市町村単位の合併モデルの構築等
- ・ 複式簿記の有効活用に関する土地改良区への指導（連合会への会計専門家の配置）

2. 受益農地管理強化対策

- ・ 土地改良区が行う換地業務等に対する指導や所有者不明農地における財産管理制度の活用促進等

3. 統合整備強化対策

- ・ 土地改良区の合併等に当たり必要となる統合整備計画の策定や事務機器等の整備
- ・ 中山間地域における小規模土地改良区の業務再編

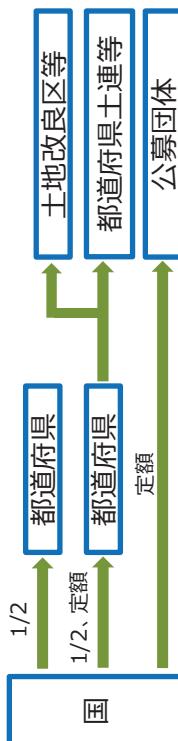
4. 特定被災土地改良区復興支援対策

- ・ 特定大規模災害等によって被災した土地改良区の業務書類・機器等の復旧

5. 研修・人材育成

- ・ 土地改良区等の役職員の資質向上を図る研修
- ・ 施設管理の省エネ化に係る技術指導

<事業の流れ>



※下線部は拡充内容

<事業イメージ>

施設・財務管理強化対策	
受益農地管理強化対策	
研修・人材育成	

農山漁村地域整備交付金(拡充内容)

森林基盤整備事業の拡充

- 森林基盤整備事業において、施設の集約化に伴い実施する林道施設(橋梁、トンネル等)の撤去が可能となるメニューを追加
- 治山事業において、山地の危険度把握調査を災害発生リスクが高まった地域についても調査対象に追加
また、集落密集地等における治山施設の嵩上げ等の機能強化対策に係る事業要件の緩和
(全体計画3,000万円以上→1,500万円以上)

水産基盤整備事業の拡充

- 漁業集落環境整備事業において、日本海溝・千島海溝地震や南海トラフ地震が想定される地域における避難路・避難地の整備に係る要件を緩和(集落人口要件300人以上→100人以上)

海岸保全施設整備事業の拡充・一部補助事業化(廃止)

- 津波・高潮危機管理対策事業において、津波災害警戒区域等の指定に資する調査をメニューに追加するとともに、津波災害警戒区域等の指定に資する調査に限り、ソフト対策に係る総事業費の2割上限を廃止
- 海岸保全施設整備事業において、海岸堤防等老朽化対策の補助事業化に伴うメニューの廃止

盛土緊急対策事業の新設

- 盛土総点検により確認された危険が想定される盛土を対象とした以下のメニューを追加

事業名	対象区域	区分	支援対象	補助率
盛土緊急対策事業	原則、農業振興地域 又は森林地域	安全性把握調査	安全性把握に関する調査若しくは監視又は暫定的な応急対策工事	1/2等
		対策工事	危険箇所対策(土砂の撤去、擁壁、堰堤等)	1/2等